

教育・保育に係る提供区域の設定（案）について

1 教育・保育提供区域について

(1) 教育・保育提供区域

① 現計画との継続性を考慮し、現計画と同様の区域を設定する。

ア 教育利用（1号認定） … 1区域

イ 保育利用（2号及び3号認定） … 4区域

② その理由

ア 身近な地域で教育・保育施設等を利用できることは、アンケート結果からも保護者や子どもにとって重要な観点であると考え。その上で、利用者の置かれている状況やニーズも様々であり、必要なサービスを確実に提供するためには、現計画と同様、教育利用の提供区域は1区域、保育利用の提供区域は、4区域を設定する中で量の見込み（＝需要）と需要に見合った確保方策（＝供給）を講じることが重要である。

イ 教育利用の提供区域は、広域利用も多いことなどから、区域を限定することは望ましくないと考える。

ウ 保育利用の提供区域は、現在よりも細かな区域に設定することで一過性の需要に対応できないなど必要な時期に必要な供給を確保できない可能性がある。そのため、現計画と同様4つの区域の中で需要に見合った柔軟な確保方策を講じることで、結果として、利用者が選択できる施設・事業の幅が広がる。

(2) 設定の根拠（子ども・子育て支援法第61条）

事業計画策定にあたって、区市町村は、区域を設定した上で、当該区域ごとの量の見込みと確保方策を定めるものとされている。

※子ども・子育て支援法第61条（抜粋）

第61条

市町村は、基本指針に即して、5年を1期とする教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画（以下「市町村子ども・子育て支援事業計画」という。）を定めるものとする。

2 市町村子ども・子育て支援事業計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 市町村が、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、教育・保育を提供するための施設の整備の状況その他の条件を総合的に勘案して定める区域（以下「教育・保育提供区域」という。）ごとの当該教育・保育提供区域における各年度の特定教育・保育施設に係る必要利用定員総数（第19条第1項各号に掲げる小学校就学前子どもの区分ごとの必要利用定員総数とする。）、特定地域型保育事業所（事業所内保育事業所における労働者等の監護する小学校就学前子どもに係る部分を除く。）に係る必要利用定員総数（同項第三号に掲げる小学校就学前子どもに係るものに限る。）その他の教育・保育の量の見込み並びに実施しようとする教育・保育の提供体制の確保の内容及びその実施時期

二 教育・保育提供区域ごとの当該教育・保育提供区域における各年度の地域子ども・子育て支援事業の量の見込み並びに実施しようとする地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保の内容及びその実施時期

三 子ども・子育て支援給付に係る教育・保育の一体的提供及び当該教育・保育の推進に関する体制の確保の内容

(3) 設定の目的

地理的条件や社会的条件（河川、鉄道、道路など）、施設整備の状況などを総合的に勘案し、本区の教育・保育・子育て支援サービスの提供基盤を向上・充実させていくため、必要なサービスを必要な時期に適切に提供していくことを目的として区域の設定を行っている。

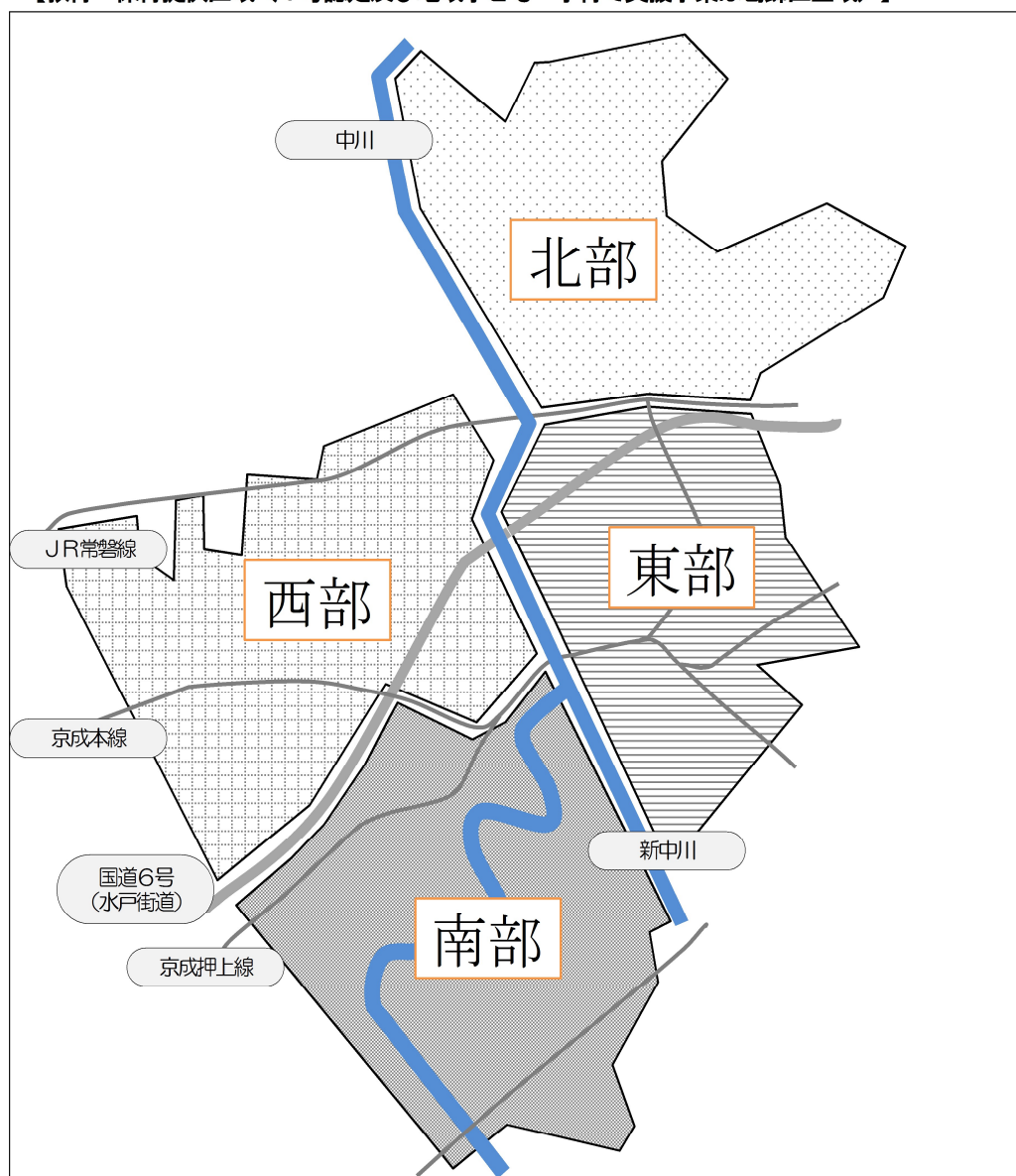
(4) 設定による効果

区域設定が持つ基盤整備上の効果は、主に次に掲げる事項となるが、設定の前提として、区域を越えた利用ができないなど、実際の施設・事業等の利用にあたっての制限が生じることはない。

- ① 区域を設定することにより、各区域内の需要と供給を考慮した施設・事業の認可・認定の判断基準となる。
- ② 区域内で供給が不足している場合は、各施設・事業の認可権者は原則認可等を行わなければならないとされている。
- ③ 区域内で供給が過多となっている場合は、認可等をしないことができる。いわゆる需給調整を行うことが可能である旨が定められている。

【参考】区域図

【教育・保育提供区域（1号認定及び地域子ども・子育て支援事業は葛飾区全域）】



教育・保育提供区域	該当地域
東部地域	奥戸9丁目/鎌倉1~4丁目/金町1~6丁目/高砂2~8丁目/ 細田1・3~5丁目/柴又1~7丁目/新宿1~5丁目
西部地域	お花茶屋1~3丁目/亀有1~5丁目/四つ木3~5丁目/ 小菅1~4丁目/西亀有1~4丁目/青戸3~8丁目/東堀切1~3丁目/ 白鳥1~4丁目/宝町1・2丁目/堀切1~8丁目
南部地域	奥戸1~8丁目/高砂1丁目/細田2丁目/四つ木1・2丁目/ 新小岩1~4丁目/西新小岩1~5丁目/青戸1・2丁目/ 東四つ木1~4丁目/東新小岩1~8丁目/東立石1~4丁目/ 立石1~8丁目
北部地域	新宿6丁目/水元1~5丁目/西水元1~6丁目/東金町1~8丁目/ 東水元1~6丁目/南水元1~4丁目